

一人一人の子供の確かな学び と自立の実現のために

熊本県阿蘇教育事務所

熊本県では、特別支援学級在籍児童生徒数が、令和元年度までの10年間で約3倍（設置学級数：約1.7倍）、通級による指導を利用する児童生徒数が約2.5倍と、少子化が進む中において、いずれも著しく増加しており、このことは、特別支援教育に対する保護者の期待の高まりを示すとともに、教育現場における支援の充実が求められていることを意味します。また、特別支援学級及び通級による指導担当教員にあっては、経験3年以下の方が35%を占めていることに鑑み、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じることができる確かな指導が求められています。

「特別支援学級」について

特別支援学級においては、学校教育法施行規則第138条の規定により、必要がある場合、特別の教育課程を編成することができることとされており、特別の教育課程による場合には、自立活動を取り入れることとなっています。

〈学校教育法施行規則第138条〉
小学校、中学校（～中略～）における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項（～中略～）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

〈特別支援学級における特別の教育課程編成の規定〉
○障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章に示す自立活動を取り入れること。
○児童の障害の程度や学級の実態を考慮の上、（～中略～）実態に応じた教育課程を編成すること。
（小学校学習指導要領 第1章第4の2の（1）のイより）

「通級による指導」について

通級による指導に係る特別の教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障がいに応じて小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができます（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号、平成28年文部科学省告示第176号）。

障がいの状態に応じた特別の教育課程による指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的としており、特別支援学校における自立活動の指導領域に該当します。

つまり、通級による指導とは、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考として指導を行うこととなります。

「通級による指導」としてふさわしくない例

- 各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的での指導。
- 自立活動の年間指導時数がごくわずかであること。

ただし、例えば、言語障がいがあり、国語の音読がうまくできない児童生徒に対して、国語の教科書の内容を題材として、障がいの状態に応じ、言語障がいを改善することを目的とした各教科内容を補充する特別の指導は、通級による指導に該当します。

「自立活動」について

1 自立活動とは

障がいのある児童生徒等の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となり、その指導領域を「自立活動」と呼んでいます。

2 自立活動の教育課程上の位置付け

自立活動は、障がいのある児童生徒等の教育において、教育課程上重要な位置を占めています。自立活動は、授業時間を設定して行う「自立活動の時間における指導」を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければなりません。

3 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

4 自立活動の内容

自立活動の内容は、「人間として基本的な行動を遂行するための要素」と「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成されています。特別支援学校学習指導要領には、代表的な27項目の要素が「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6区分に分類・整理されています。

この6区分27項目の内容から必要な項目を選定したうえで、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが重要です。

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。	(1)情緒の安定に関する事。	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。	(1)保有する感覚の活用に関する事。	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。	(2)状況の理解と変化への対応に関する事。	(2)他者の意図や感情の理解に関する事。	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。	(2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。	(2)言語の受容と表出に関する事。
(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	(3)自己の理解と行動の調整に関する事。	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事。	(3)言語の形成と活用に関する事。
(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。		(4)集団への参加の基礎に関する事。	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況に応じた行動に関する事。	(4)身体の移動能力に関する事。	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
(5)健康状態の維持・改善に関する事。			(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※本リーフレットにおいて、「障害」の表記については、法令及び文献等より引用したもののや施設名等以外は、「障がい」と表記しています。

「自立活動の個別の指導計画」の作成について

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)H30.3 P104～

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び指針の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

学校・学年	小学校・第3学年	作成例 学習指導要領解説 P160～163
障害の種類・程度や状態等	注意欠陥多動性障害 衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。	
事例の概要	集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導	

①障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

- 学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面となると、自分がしたいことを優先してしまう場合が多い。
- 教科学習の理解はよく、習得も速いが、出し抜けに答えたり、友達に伝えたりしてしまう。また、テストでは解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い。
- 昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると捕まえてくるが、突然、友達の目の前に突き付けて驚かせる。
- 遊びやゲームなどを面白くする工夫やルールを提案することが得意だが、唐突にルールを変えようとする傾向がある。
- 人や物にぶつかることが多いが、ぶつかったことに気付かないためにけんかになることがある。
- 体を動かすことは好きだが、球技など道具を操作する活動が苦手で、ゲームの途中で投げ出してしまうことがある。
- 約束や決まりを聞いて覚えるより、必要事項を紙面で見ながら説明を聞く方が理解しやすいようである。
- 突発的な発言で友だを泣かせたことを指摘されてもなかなか謝ることができないことが多いが、落ち着いてから話すと「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と言う。
- 最近、失敗した後に「なぜ、うまくいかないのだろう」と失敗した自分を責めるような場面が見られる。
- 1枚のプリントに数多くの問題があるとすぐに投げ出そうとするが、細かく区切って提示すると最後まで解くことができた。
- 役割を与えられたり、取組を認められたりすると熱心に活動する。

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・前向きで活動的であるが、最近、少しできない自分を責めるような発言が見られる。 ・穏やかに話しかけると興奮することが少ない。	・他者のために役立ちたい、他者と関わりたいという気持ちは強い。 ・落ち着いていれば相手の心情を理解できるが、その前に行動してしまう。	・聞くより見る方が理解しやすい。	・人や物にぶつかる、道具を使用することが苦手など、意識的に身体操作をすることに困難がある。	・相手の立場を意識することが難しく、自分の興味・関心を優先してしまう。

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

- 学習に関しては高い理解力があり、解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い以外は特に問題はない。しかし今後、学習において複雑な思考や過程を必要とする場面が増えることが予想され、できないことや失敗が繰り返されることにより、学習に対する意欲が低下する恐れもある。(心)
- 生活に関しては、周囲の状況を判断することなく興味本位の活動をしてしまい失敗することや、集団や授業におけるルールの大切さが理解できていても、実際の場面では守れないことが問題となっている。(人、環、コ)

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- 保護者は、衝動的な言動により、高い理解力を生かし切ることができないことや、また、友達との距離が離れてしまうことを心配している。(心、人)
- 叱責や失敗体験が成功体験を上回ると、学習や生活に対する意欲や自信が低下する可能性がある。(心、人)
- 本人の特性に応じた配慮が続けられれば、中学校に行っても本来持っている力を発揮できるだろう。(人、環)

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- 自分の行動がどのような影響を及ぼすのかを想像したり、周囲の人の表情や口調等から読み取ったりして、適切に判断して行動することやルールを守ることなどが難しい。(心、人、環)
- ルールは知っていても、よくないと気付いた時にすぐに謝罪することが難しい。(人、コ)

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

- 落ち着いた状況であれば、相手の表情や口調等から適切な判断ができることが多く、取組を認められると熱心に取り組むことから、衝動的な言動をコントロールできたときにすぐに褒めることにより、徐々に自分の言動をコントロールできるようになることが期待できる。現段階では、落ち着いた場面では適切な行動ができる場面が多くみられるが、少しずつ自信や意欲を失くしかけている場面もみられることから、個別指導や小集団場面、望ましい行動をとった場面や望ましくない行動をとらなかった場面で、指導者が本人の意欲が高まる方法で適切に評価することが、まずは大切である。
- 視覚的な情報からルールを守ることの大切さを知るとともに、ルールを守ったり衝動的な言動を減らしたりすることで楽しい活動ができる経験を多く積み、自分の身体をコントロールすることで気持ちを安定させる方法を学ぶなどして、衝動的な言動を自分でコントロールする力を高める。

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として

⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階

- ・通級による指導の場において、成功体験を実感することのできる学習環境の中で、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団参加ができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。			(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

- ・個別や小集団の落ち着いた雰囲気の中で他者とのやり取りができ、適切な評価を受けることができることから、(心)(3)と(人)(3)と(コ)(5)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧アである。
- ・望ましい言動や自分の言動を客観的に見る経験が少ないことから、(人)(2)と(コ)(5)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧イである。
- ・自分の気持ちを安定させたり、衝動的になりそうな場面でも落ち着いたりする方法を知り、自分に合った方法を身に付けるために、(心)(3)と(人)(2)(3)を関連付けて設定した具体的な指導内容が⑧ウである。

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア 小集団において、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	イ 学校の中で起こる様々な場面をビデオや絵で見て、その場面を、登場人物の気持ちを考えながら演じたり、ビデオ撮影等で自分の言動を客観的に見たりしながら、適切な行動を、その理由と共に話し合う中で理解する。	ウ 気持ちを安定させるために、身体を自分で適切にコントロールできるようにする。

詳細については、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)H30.3の「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に示してあります。そちらを確認のうえ、作成をお願いします。

自立活動における チェックポイント！

- 「自立活動の個別の指導計画」に基づき、児童生徒等一人一人の障がいの状況や発達の段階等に即して指導を行っていますか？
→ 子供の実態に応じた指導 → 計画に子供を合わせた指導
- 指導の効果を適切かつ多面的に判断するため、自立活動の指導担当者だけでなく、各教科等の指導に関わっている教師間の協力の下、評価を行っていますか？
- 必要に応じて、外部の専門家や保護者等との連携を図っていますか？

自立活動の年間指導計画
↓
密接に関連付けて自立活動の指導を行う。
自立活動の時間を中心とし、各教科等とも

